

宿泊行事の下見の業務も勤務時間の割振りが可能に!

**〈改正内容〉 教職員が修学旅行等の宿泊行事の下見の業務に従事する場合、
修学旅行等の宿泊行事に従事する場合と同様の取り扱いができるようにする。**

4月3日、市教組は教育委員会から勤務労働条件に関わる提案を受けて交渉を行った。教育委員会は以下のような内容の提案があり、市教組は校長に対しての丁寧な周知を求めた上で、本提案を了とした。

【運用上の留意点】

- ①下見の行程が11時間30分以上15時間30分未満の場合
→ 4週以内の他の勤務日を半日勤務とする必要がある。
(振替を行うことはできない)
- ②下見の行程が15時間30分以上の場合
→ 4週以内の他の勤務日を休日とすることができる。
→ 当該休日とされた日に勤務をする必要がある場合は、
前4週後8週（教育職員の場合は16週）までの範囲内で、
休日の振替を行うことができる。
→ 課業中に代休が取得できなかった場合でも、
長期休業中に代休の取得が可能となる。

【補足事項】

- ◎制度の適用日は、2026年4月1日から。下見に従事した日から4週間以内に他の要勤務日を半日勤務日又は休日とすることができなかった場合は、経過措置として、下見に従事した日の勤務時間の変更は行わず、施行日から4週間以内の他の要勤務日を半日勤務日又は休日とすることができるようにする。
- ◎所定の勤務時間が22時以降に割振られていた場合、夜間勤務手当の支給対象となり、現行制度では、教職員が修学旅行等の宿泊行事に従事した際に支給されている。今回の改正により、これと同様の取り扱いとなる。ただし、勤務時間条例により、4週間を超えない期間につき、1週間あたり38時間45分以内の勤務時間とする必要があり、今回の経過措置の対象者は、下見に従事した日の勤務時間を増やすことができないため、午後10時以降の夜間に勤務した場合、勤務時間を割り振った場合に支給される夜間勤務手当は対象外となる。

市教組 教職員の働き方改革の更なる充実へ向けて取り組みをすすめます!

